

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 28 年 4 月 11 日

第 73 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

平成 28 年度から

雇用保険の保険料と内容が変わります！

雇用保険料の引下げ (カッコ内は旧料率)

政府は、近年の失業等給付の財政収支が黒字であることから、安定的な運営が確保できると判断し、下表のように保険料の引下げを行います。

事業の種類	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	4/1000 (5/1000)	7/1000 (8.5/1000)	11/10000 (13.5/1000)
農林水産等	5/1000 (6/1000)	8/1000 (9.5/1000)	13/1000 (15.5/1000)
建設業	5/1000 (6/1000)	9/1000 (10.5/1000)	14/1000 (16.5/1000)

平成 32 年 4 月 1 日から

満 64 歳以上の労働者の免除措置の廃止

現在、4 月 1 日時点で満 64 歳以上の方は、雇用保険料が免除されています。しかし、この免除措置が廃止をされ、新たに保険料が徴収されることになります。実施時期は、4 年後の平成 32 年 4 月 1 日です。この一方で、新たに満 65 歳以上の者を雇用する場合、平成 28 年 4 月 1 日から雇入れ助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金) が、下表のように引き上げられます。

	現行	H28.4.1 から
短時間労働者以外	60 万円	70 万円
短時間労働者	40 万円	50 万円

注 1. 上表の金額は、中小企業の場合です。

注 2. 短時間労働者とは、週当たり 20 時間以上 30 時間未満の労働者です。

平成 29 年 1 月 1 日から

満 65 歳以上の新規雇用者は加入

現在は、満 65 歳以降に新たに雇入れられた者は、雇用保険の被保険者になることができません。しか

し、日本の就業者人口の減少や高齢者の就労希望の多さから、平成 29 年 1 月 1 日から新たに「高年齢被保険者」という種類が誕生し、週 20 時間以上かつ 31 日以上雇用の場合、雇用保険の適用対象となります。ただし、平成 29 年 1 月 1 日前にすでに満 65 歳以上で雇用された方は、雇用保険料の免除は平成 32 年 3 月 31 日まで続きます。

平成 29 年 1 月 1 日から

育児・介護休業の対象者と要件の拡大

育児休業の対象となる「子」について、特別養子縁組を家庭裁判所に請求した者や里親として養親となることを希望しているもの等が、追加されます。



また、育児休業の申し出要件である①子の 1 歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること、②子の 2 歳の誕生日の前々

日までに労働契約期間が満了しており、かつ契約が更新されないことが明らかでないこと、という現在の要件が廃止され、次の要件が満たされれば、育児休業の申し出ができるようになります。

- ①同一の事業主に引く続き 1 年以上雇用されていること。
- ②子が 1 歳 6 か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでないこと。

なお、介護休業についても、93 日を最大 3 回まで分割取得ができ、同居や扶養をしていない一定の家族について対象が拡大され、介護休業申出者の雇用期間が半年まで短縮されます。

(裏面へ)

労働裁判事例 11

健康診断とプライバシー—B金融公庫事件(東京地判平成15年6月20日)

労働者に無断でB型肝炎検査をし、感染者であることを理由に、採用を拒否できるか

【事実】

Xは、Y公庫の採用選考に応募し、面接を終えた後、A診療所で健康審査を受けた。Xの肝機能の検査数値が高かったため、Y公庫はA診療所に、B型肝炎ウイルス検査を行うよう指示した。しかし、Xには、その検査を行うことを知らせなかった。その検査結果は、“B型肝炎ウイルス感染による肝炎の所見がある”であった。

報告を受けたY公庫は、Xに対してC病院で肝機能検査を受けさせたが、この時、Y公庫はXにB型肝炎ウイルス感染の事実を伝えなかった。また、C病院からも、検査に関する説明は、事前にはなかった。その後、Xは、医師から、B型肝炎ウイルスに感染しているとの説明を受けた。Y公庫の担当者は、Xに対して不採用の決定を伝えた。

Xは、B型肝炎ウイルスに感染していることのみを理由とする不採用は不法行為であり、無断でのB型肝炎ウイルス検査も不法行為であるとして、損害賠償を求めて訴えを起した。



【判旨】 一部容認、一部棄却（不採用は否定し、プライバシー侵害は認めた。）。

I この採用試験当時、B型肝炎ウイルスの感染経路や労働能力との関係について、社会的な誤解や偏見が存在し、特に求職や就労の機会に感染者に対する誤った対応が行われることがあったことが認められる。したがって、B型肝炎ウイルスのキャリアであることは、他人にみだりに知られたくない情報であるから、本人の同意なしにその情報を取得されない権利は、プライバシー権として保護されるべきである。

II 企業は、特段の事情が無い限り、採用に当たって、応募者に対してB型肝炎ウイルスの血液検査を実施して、感染の有無の情報を取得する調査を行ってはならず、調査の必要性が存在する場合でも、応募者に対し、その目的や必要性について告知し、同意を得た場合でなければ、B型肝炎ウイルス感染についての情報を取得することはできない。

【説明】

現在では、個人情報保護法が制定されており、厚生労働省は「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を設けている。とりわけ、健康管理についても、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取扱うにあつての留意事項」(平成16年)を策定している

(次号に続く)

事務所からひとこと



4月10日に社労士の仲間9人と、“海津大崎の桜を船から観る”という趣向を楽しんだ。

11時にJRマキノ駅に集合。桜も満開ということで、大変な人出だった。乗船する「大井丸」の関係者に聞くと、「この1週間が1年で一番人が多く、明日からは誰もいなくなる。」とのこと。JRマキノ駅から船が出る海津漁港まで、マイクロバスになる手筈が、私たちの名前が無いという。急遽、バスを折り返してもらって、11時20分の出発に何とか間に合った。船内は大変な人で、私を含め3人ほどは客室に入れず、甲板からの見物になった。しかし、船からの満開の桜見物は素晴らしく、大いに楽しんだ。私たちの乗った桜見物の船以外にも、多くの観光船やヨット、カヤックなども琵琶湖に浮かび、それぞれ楽しんでいた。同行した仲間も、満足のようだった。

約1時間の乗船の後、JRマキノ駅に行く途中の角にある「ウイラ山水」で、昼食。2階の一部屋を私たちのために取ってもらい、ゆっくり食事を楽しむことができた。特に、近江牛の焼き物も付き、大満足。

この後、「新旭水鳥センター」に行き、野鳥の観察をした。係に人にいろいろ説明を受け、望遠鏡を覗いた。オオバンやカイツクリを観察することができた。それから、新旭風車村の「さくら祭り」に寄る予定だったが、帰宅時間の関係で、そばを通り過ぎるだけになってしまったのが、残念。でも、参加者からは、感謝の言葉がもたらされた。